

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和4年(2022年)11月 日作成)

[所管：選挙管理委員会事務局]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	地方自治法施行令	100	議会の解散の請求代表者 証明書の交付	B	A
2	地方自治法施行令	110	議会の議員の解職の請求 代表者証明書の交付	B	A
3	地方自治法施行令	116	長の解職の請求代表者証 明書の交付	B	A
4	地方自治法施行令	107-3、1 13、116の 2、120	施設の使用に要する費用 の承認	B	A
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		議会の解散の請求代表者証明書の交付
根拠法令及び条項		地方自治法施行令第100条
所管部課(室)係名		選挙管理委員会事務局
審査基準	関係条項	
	基準	未設定 (法令の定めに尽くされている)
	参考事項	
	設定等年月日	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 7日 (選挙管理委員会事務局)
	設定等年月日	平成6年10月21日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付
根拠法令及び条項		地方自治法施行令第110条
所管部課(室)係名		選挙管理委員会事務局
審査基準	関係条項	
	基準	未設定 (法令の定めに尽くされている)
	参考事項	
	設定等年月日	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 7日 (選挙管理委員会事務局)
	設定等年月日	平成6年10月21日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		長の解職の請求代表者証明書の交付
根拠法令及び条項		地方自治法施行令第116条
所管部課(室)係名		選挙管理委員会事務局
審査基準	関係条項	
	基準	未設定 (法令の定めに尽くされている)
	参考事項	
	設定等年月日	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 7日 (選挙管理委員会事務局)
	設定等年月日	平成6年10月21日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	施設の使用に要する費用の承認	
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第107-3、113、116の2、120条	
所管部課（室）係名	選挙管理委員会事務局	
審査基準	関係条項	
	基準	未設定 (法令の定めに尽くされている)
	参考事項	
	設定等年月日	
標準処理期間	標準処理期間	総日数30日
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 30日 (選挙管理委員会事務局)
	設定等年月日	平成29年6月1日設定
備考		